

議案第39号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年鹿児島県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。